

平成27年度第1回松戸市環境審議会
(会議録)

- 【開催日時】 平成27年7月31日(金) 午後2時から3時30分
【開催場所】 松戸市役所 新館5階 市民サロン
【次第】 1 第1回松戸市環境審議会
*開会
*環境部長挨拶
*議題
(1) 騒音規正法及び振動規制法の告示について
(2) 松戸市公害防止条例施行規則の改正について
(3) 松戸市の放射能対策について
(4) 東京外かく環状道路(千葉県区間)供用後環境監視計画(案)について
*開会

【出席者】

[委員]

- ・本條 毅委員
- ・野中 博史委員
- ・児玉賀洋子委員
- ・大橋 誠一委員
- ・中村 浩委員
- ・高橋 清委員
- ・市岡 慎次委員
- ・平野 博子委員
- ・手島 宏明委員
- ・坂本 一憲委員 ※欠席
- ・椎名 憲一委員 ※欠席
- ・富田 将之委員 ※欠席
- ・根本 正委員 ※欠席
- ・長濱 和代委員 ※欠席

[松戸市職員]

- ・戸張 武彦 (環境部長)
- ・平野 昇 (環境政策課長)
- ・保土田 有希子 (課長補佐)
- ・門倉 隆 (放射能対策担当室長)
- ・小泉 三穂 (主幹)

- ・渡辺 貴生 (主査)
- ・柴田 悟 (主事)
- ・式田 諒 (主事)
- ・清水 芳子 (環境保全課長)
- ・中村 薫 (課長補佐)
- ・平松 富美代 (課長補佐)
- ・岡崎 友彦 (主任主事)
- ・馬場 重和 (再任用)

【傍聴者】

5 名

司会 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回松戸市環境審議会を開会します。

本日、司会を務めさせていただきます、環境政策課の保土田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、開会に先立ちまして、松戸市環境部長 戸張武彦から一言ご挨拶申し上げます。

戸張環境部長挨拶

皆様こんにちは、環境部長の戸張でございます。本日は大変お忙しい中、各委員の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第1回環境審議会の開催にあたりまして、まず松戸市の動向についてお話させていただきます。平成27年4月1日をもちまして松戸市役所内の機構改革がございました。環境部の機構改革としましては、放射能対策課という1つの課でございましたが、この4月から放射能対策担当室に縮小いたしました。これは平成24年に策定しました松戸市放射能総合対策に基づきまして、順次計画を行ってきたのですが、食品の安心ですとか、あるいは空間線量の低減など一定の効果があったものですから、課から担当室になったわけでございます。しかしながら、放射能問題というのは、これをもって終了したわけでは決してございません。私どもは市民の皆様の不安を解消し、そして安心して健康的な日々を送れる街にするべく、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

さて、本日の環境審議会の議題でございます。お手元の資料のとおり4つ提案させていただいております。1から3につきましては、市からの報告事項でございます。4の東京外かく環状道路につきましては、これこそまさに環境審議会委員の皆様これから何回かにかけて貴重なご意見をいただくものでございます。委員の皆様におかれましては、忌憚（きたん）のないご意見を賜ることができましたら幸いです。以上簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

司会 つづきまして、本日は新年度1回目の環境審議会となりますので、改めて市職員の紹介をします。

(平野環境政策課長から順次自己紹介)

司会 それではここから松戸市環境審議会条例第7条により、本條会長

に議事進行をお願いしたいと思います。では本條会長宜しくお願いします。

本條会長　それでは、引き継ぎまして、私が議事進行をさせていただきます。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局　本日、坂本委員、椎名委員、富田委員、根本委員及び長濱委員が所用により欠席となっております。よって本日の出席者は9名となり、松戸市環境審議会条例第7条第2項に基づき、委員過半数の出席により本会議が成立することを報告します。

本條会長　次に、本審議会は公開となっておりますが、今回の傍聴希望者はありますか。

事務局　5名の傍聴希望者がいたことを報告します。

本條会長　傍聴を許可いたします。

本條会長　では、事務局からお手元の配布資料について確認させていただきます。それでは、お願いします。

事務局　（配布資料の説明）

本條会長　それでは議事に移りたいと思います。本心配られました次第に沿って進めさせていただきます。議題（1）騒音規制法及び振動規正法の告示についてと議題（2）松戸市公害防止条例施行規則の改正について関連していますので、事務局から説明をお願いします。

岡崎主任主事

（「騒音規制法及び振動規正法の告示について」の説明）

本條会長　ありがとうございました。ただいま事務局から（1）騒音規制法及び振動規正法の告示について（2）松戸市公害防止条例施行規則の改正についてご意見等ありますでしょうか。

高橋委員 騒音や振動の 45 とか 50 デシベルというのは、どのような音のレベルなのでしょう。我々からすると、どういう騒音や振動が 50 デシベル以上の音なのか具体的な目安がわからないものですから、説明をお願いしたいと思います。

清水環境保全課長

今お配りします資料の 77 ページに騒音・振動の目安が載っていますので、確認していただければと思います。

(「環境の現状と対策」を配布)

高橋委員 このように詳しく載せているのですね。これを参考に見ればいいのですね。ありがとうございます。

本條会長 他にご質問等はありませんでしょうか。

手島委員 簡単な言葉の質問ですけれども、特定工場ですとか特定建設作業がありますけれども、具体的にはどのようなことですか。

岡崎主任主事

特定工場は法律・条例に書かれている施設を設置する場合には届出が必要となります。一定規模以上の施設を設置する場合には、届出をいただいて特定工場となりまして、今後規制等の指導が入る場合がございます。

手島委員 例えば小さな町工場はこれには該当しないということですか。

岡崎主任主事

該当しない場合が多くなります。条例では規模の小さなものまで届出対象としております。同様に特定建設作業もパワーショベルやハンドブレイカーなどを一定条件、例えば市街地の中で 2 日以上使う場合などには届出をいただきまして、規制指導をすることがあります。

市岡委員 現在、松戸市内で認定こども園は存在していないということですよ。今後誰かが新しく設置したいという場合には、条件を満たし

ていない場合には設置できないと、こういう指導ですか。

岡崎主任主事

環境保全課とは別の幼児保育課に問合せたところ、現在このような施設は松戸市内には存在しておりません。設置したい場合には、幼児保育課で一定の許可条件をクリアした後に設置をした後、環境保全課で規制を行う場合には、認定子ども園の周辺ではより厳しい規制基準を設けるというものになります。

市岡委員 そのような施設を設置することは、やぶさかではないけれども、設置する場合には松戸市が周辺の環境を整えるということですか。

岡崎主任主事

苦情等があった場合には指導することがあります。施設を設置する場合には、特に配慮するように随時行っております。

市岡委員 デシベルについてですが、初めて資料を拝見しました。セミの声が邪魔だとしたら、認定子ども園の周辺には木が植えられないということがありますよね。デシベルの大きさについては、松戸市が決めたわけではないけれども、かなり厳しいと見受けられます。そのような環境を松戸市内でも求めること自体が難しい気がします。

岡崎主任主事

セミの声が70デシベルと載っておりますが、騒音というのは感覚公害なので、耳についてしまうと、より大きく感じてしまうことがあったりします。工場等の規制については、セミなどの音を排除しながら音を測定して指導にあたっております。最近は特に大きな音を出しているため、指導をしているといった工場はないです。

市岡委員 たまたま松戸市はすぐそばに飛行場がないので問題はないですが、どこかの街のように賠償金だとかといったことになると大変だと思います。例えば幹線道路周辺に70デシベル以上となっておりますが、この後新しくできる道路の関連は気になりますね。

岡崎主任主事

今回の特定工場と特定建設作業における規制基準は地域によって

は70デシベル以下にしてくださいというところもあります。一般的な住居地域であればさらに厳しい基準で規制されていますので、70デシベル以上出ていれば、こちらに相談していただければ指導することができます。

市岡委員 指導とは具体的にはどんなことをするのですか。

岡崎主任主事

現地調査をして、業者から聞き取りをしまして苦情対応を行います。規制ができるような騒音であれば、市で測定した後、超えているようであれば強制的に下げなさいと指導することはできます。

市岡委員 具体的な話になりますが、中村副会長にも関係ある話かもしれません。例えばトラックが車庫の出入り時に、安全のためにバックブザーの高い音が鳴りますよね。早朝にトラックを車庫から出すのに大きな音がするといったことがあるとします。そういった時はどういった指導をするのですか。

岡崎主任主事

まずは現地調査をし、業者に話を伺います。一般的に固定発生源が規制できる対象となりまして、中々規制できる音と規制できない音が出てしまいます。だからといってやらなくていいとはならないので、現地調査等をして出来るだけ事業者に対し指導にあたっているところです。

市岡委員 現地調査をして何とか調和できるようにしたいといったところでしょうか。

岡崎主任主事

規制できる対象については、一般的には固定発生源と言われている機械から出ている音やプレス機から出ている音や振動であったりします。

市岡委員 私が言っていることは、固定的な音ではなく移動的な音です。先ほどのトラックのバックをする時だけ鳴るというような場合ですね。

清水環境保全課長

大きなトラックが駐車場にあるといった地域は、工業専用地域等の一般住宅ではないと思われます。例えば、そういった住居地域で騒音が発生し、周りから苦情があった場合には、大きな会社でしたら、駐車場を変更してもらう等の配慮をしてもらうようにします。おっしゃるとおり公害苦情になる可能性もありますので、公害苦情の解決をすることが環境保全課の仕事ですから、そういった場合にはお互いの話し合いの場を設けてさせていただきます。例えば、朝早くから車が出るような駐車場があれば苦情が出ないような場所に駐車場を確保してもらうとか、やむを得ず使わなければならない場合であれば、昼間しか使わないようにする等の企業責任で調整して行った事例がございます。

市岡委員 先ほどのお話の中で車庫が工業専用地域だろうという前提とするのはちょっと違うのかなと思います。なぜかという建物建てられない場所で駐車場にすることができるとしたら、それは市街化調整区域などの例があるのではないかと思います。

中村副会長 生活している上で、ある程度我慢できるのであれば、お互い様で我慢してもらっているといったことがあるかもしれません。安全配慮というところと環境保全というところを、どこかで妥協していますよね。

本條会長 長くなりましたので、次に進んでも宜しいでしょうか。松戸市公害防止条例施行規則の改正について何かご質問等がありますでしょうか。無いようなので次の議題に移りたいと思います。議題3の松戸市の放射能対策について事務局からお願いいたします。

門倉放射能対策担当室長

「（松戸市の放射能対策について）の説明」

本條会長 ただいまの説明について何か質問等がありますでしょうか。

手島委員 畑の土壌については、もちろん全面的ではなくサンプリングのような調査はすることはあるのでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

土壌の調査につきましては、特に行っておりません。

手島委員 土壌の汚染については、一通りやったので大体落ち着いたレベルだと判断して宜しいのでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

そうですね。ただ監視していくという意味で、モニタリングを実施していく予定です。

野中委員 ここに持ち込み検査が年々超過する数は減少していると記載されていますが、平成23年から現在までどのくらいに減少していますでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

市民の自宅の家庭菜園で作ったものの持ち込み数ですけれども、平成23年が99検体、平成24年が813検体、平成25年が463検体、平成26年が231検体となっております。

野中委員 この中で超過した数はどのくらいあるのでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

平成23年が2検体、平成24年が34検体、平成25年が3検体、平成26年が1検体となっております。

野中委員 この数値をどのように見るかということなのですが、松戸市内で作っている農産物からはかなり減ってきているということなのですか。

門倉放射能対策担当室長

そうですね。確かに検体数も減ってきているのですが、ある程度特定したものの、どうしても出やすいものもありますのでそういったもの以外については全て不検出ということになってきておりますので、大丈夫なのかとは思っております。

高橋委員 野菜は非常に少ないということですが、例えば河川の状況または山林の状況が分かれば教えていただきたいと思います。

門倉放射能対策担当室長

モニタリングで測定している場所についてですが、あくまで主な生活空間とさせていただいています。山林の中ですか河川については一部担当課で確認しているところもありますけれども、基本的には私どもでは測定しておりません。

市岡委員 セシウムの数字について安全宣言というものはないのですか。

門倉放射能対策担当室長

恐らく前回にも同じような話を差し上げているかもしれませんが、私どもが安全宣言をするというような指標はございません。

市岡委員 市でないとしたら誰が安全だと言ってくれるのですか。この先もやっていかなければならないのですか。しかもセシウムは0にはならないのですよね。

門倉放射能対策担当室長

セシウム 134、137 にはそれぞれの半減期があります。国でも安全宣言を決めているところがありませんので、今のところ私どもでは何とも言えないところであります。

市岡委員 福島県で居住制限地域が少しずつ解除されているそうです。数値を見た上で誰かが決めているようですが。その遠くには松戸市があるわけですが、誰かがストップさせないと止まらないですかね。

門倉放射能対策担当室長

0.23 マイクロシーベルトは除染の指標ですけれども、これについては引き続き見ていくしかないのかなと思っております。セシウム 137 の半減期が 30 年と言われておりますので、しばらく監視は必要だと認識しております。

市岡委員 持ちこみ検査が減ったというのは、この数字に関係なく市民が安心してきたということですか。

門倉放射能対策担当室長

これだけ相当な検体数を測定していますし、結局また測定したとしても不検出という結果が続いておりますので、そういったものを含めて、ある程度安心されてきたものがあると感じております。

野中委員 焼却灰の対策ですけれども、かなり焼却灰が増えてきても国の最終処分場が決まらない状況であると保管がさらに増えていくわけですよ。この予算というのは、毎年とっているのでしょうか。それともこの予算の中に東電からの費用が入るのでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

焼却灰についてですが、保管量については変わっておりません。今搬出されているものについては最終処分ができています。以前発生したものについて保管しているといった状況でございます。この保管にかかる費用につきましては、国の委託ということで実施しております。

手島委員 それに関係してですが、一時保管しているという事は前回 8,000 ベクレル以上の放射能が含まれた焼却灰になりますよね。それが前回の資料ではクリーンセンターに建物をつくって袋に梱包して保管していると聞いております。これは一時保管していく上で、ある程度の期間になるとどこか悪い影響が出てしまう等の心配が当然あると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

基本的に、ひとつに線量ということになるかと思うのですが、その線量についても、敷地境界で定期的に測定し、ホームページで公表しておりまして、今のところは問題なくきております。

手島委員 何か漏れたりしてしまうというような心配は、今のところは調べている限りではないというところでしょうか。

門倉放射能対策担当室長

建物内も点検しておりまして、今のところは問題ありません。

本條会長 では、次の議題に進みたいと思います。議題4の東京外かく環状道路（千葉県区間）供用後環境監視計画（案）について事務局から説明をお願いします。

中村環境保全課長補佐

「（東京外かく環状道路（千葉県区間）供用後環境監視計画（案）について）の説明」

本條会長 ただいまの説明について何か質問等がありますでしょうか。

市岡委員 路面排出の水質についてチェックすればいいのですね。

清水環境保全課長

このことにつきましては、国土交通省が提示した内容になるものです。ですから皆様方のご意見をいただきながらになるので、回答については9月20日以降の予定としております。これはあくまで国土交通省が示した案ですので、松戸市としてこれが受け入れられないので、やはりやるべきではない等のお話があれば、こちらとしてはそれを相手に伝えて協議をしていきたいといった事になります。

市岡委員 先ほどの話の続きになりますが、誰かが安全だという数値を示さないのであれば、改正は必要ないだろうという考え方はどこから出てきているのでしょうか。

清水環境保全課長

環境保全課としては、国土交通省と協議していきまして、路面排水については最低でも1回はやってほしいということで要望は出しています。その項目としましては、市内河川の国が定めた地点で調査をしております。これにつきましては、先ほど配布しました「環境の現状と対策」の中の水質（39ページ）に載せております。市内河川の環境基準等、様々な調査をしております。8月20日の視察時に見ていただきますが、まず、路面排水は貯留地に貯めまして、ある一定以上になったら坂川に順次流していくといった形になります。当然河川に直接放流ということですので、最低でも一度は全項目調査していただきたいということを協議しているところでございます。

市岡委員 音の問題になりますが、配布された資料の地図に記載されている

「社会福祉法人チルドレンスパラダイス子羊保育園」と、あります。これはもちろん防音対策は完全に対策されていると思います。例えば周辺ではセミの声や店の中だとか騒音がでると考えられますが、静かさを「社会福祉法人チルドレンスパラダイス子羊保育園」に与えることができるのかということを見察時に見せてもらえるのですか。

清水環境保全課長

今回の視察については、道路の形状を見ていただきまして、それから審議していただく予定となっております。実際に供用を開始しなければどれだけの騒音が出るのかわからないということもあります。松戸地区はほとんど地下になっております。私も先日、現地に行ってみまして、半地下や地下にしているというのは騒音対策のためにそのようにしていると聞いてきましたので、その辺は現地で見させていただきたいと考えております。

野中委員 地下水について今後の見通しについてはどうですか。

清水環境保全課長

地下水につきましては、先ほど提示しました大気モニタリング施設の候補地の三角地になっている地点（内 21-71 m²）に穴を掘っております。そこで地下水を測定しております。環境保全課としましては、その観測地点は残して欲しいということで協議しております。国も完全に工事が終わっていないので、地下水が上がったのか、下がったのかということは何とも言えないため、これからどうしようかということで協議事項となっております。

野中委員 調査が実施されてわかった時点で環境監視計画に載せるということも有り得るのでしょうか。

清水環境保全課長

その通りです。

市岡委員 今回のテーマには載っておりませんが、当時矢切の斜面の緑地に穴を開けるために木を移植しましたよね。現在では移植した木はしっかりと育っていますけれども、あれは建前としては復元という事

でしたね。全部が復元できているわけではないようですが、復元するやり方については今後どうするのでしょうか。

清水環境保全課長

復元に関するテクニックについては、市では分かりません。
8月20日の現地視察時に市川市と松戸市の間小塚山樹木という復元現場がありますので、そちらを遠くからになってしまいますが、皆様に視察していただく予定です。さらに矢切の斜面緑地については、車で通る時に国土交通省の職員が説明すると聞いております。そういった道路や付帯設備などの具体的な内容につきましては、国土交通省の職員が同行して説明していただくようお願いしておりますので、直接聞いていただければと思います。

市岡委員 了解しました。

本條会長 8月20日の現地視察する際に、他に着目すべき項目はありますでしょうか。

中村環境保全課長補佐

見学地点は、まず始めに中矢切の交差点付近に国の施設の相談所がありまして、その中で説明をしていただくと聞いております。その後、大気モニタリング施設の候補地まで直接歩いていただきます。それからバスで6号線側から工事中の東京外かく環状道路に入って、その中をゆっくり移動しながら説明して頂く流れとなっております。先ほどの説明の中でありました市川市と松戸市間で木の植樹が見ることが出来ますので、そちらも視察していただく予定となっております。

本條会長 皆様、様々なご意見ありがとうございました。事務局から何かありますか。

平野環境政策課長

今後につきましては、配布した通知文に記載のとおり、第2回を8月20日（木）午後1時30分から、第3回を9月29日（火）の午後2時から開催いたします。両日とも市民サロンで行いますので、ご出席を宜しく願います。第2回につきましては、現

地視察をするため、開催時間が異なりますので、予めご注意ください。

本條会長 事務局からありました第2回環境審議会については、本来ならば会議について公開が原則なのですが、供用開始前で現在工事中の場所を視察する事から、傍聴者の安全性が確保できないため、第2回環境審議会については非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

平野環境政策課長

会長からありました件につきましては、ご了承いただいたということで、松戸市情報公開条例第32条に基づき、第2回環境審議会については非公開として進めます。

本條会長 他に委員の皆さんから何かございますか。無いようでしたら、司会を事務局にお返しします。

司会 本日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。

【議事終了】

以上